

生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方

令和2年10月

生駒市教育委員会

目 次

I 基本的な考え方を示すに当たって	1
1 基本的な考え方の趣旨及び背景.....	1
2 生駒市立小・中学校の現状と課題	2
II 望ましい学校のあり方及び具体的な方策.....	5
1 望ましい学校規模.....	5
2 望ましい学校配置.....	8
3 望ましい学校規模及び学校配置を踏まえた検討結果.....	8
4 望ましい学校規模を確保するための具体的な方策.....	8
5 具体的な方策を実施する際に留意すべきこと.....	9
6 魅力的な学校づくりの推進	10
7 小規模校を存続させる場合の具体的な方策	11
III 保護者・地域等との協議について	12
1 協議の進め方等.....	12
2 協議のスケジュール.....	12

I 基本的な考え方を示すに当たって

1 基本的な考え方の趣旨及び背景

生駒市では、令和2年6月に市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「第2次生駒市教育大綱」を、また、毎年度同大綱に示した基本理念及び基本方針の実現のため、具体的事業を示したアクションプランを策定し、中長期的な視点を踏まえつつ、生駒市第6次総合計画等との整合性を図りながら、教育行政を進めています。

全国的には少子化が進んでおり、過去10年間で公立小・中学校の児童生徒数は10.2%減少しており、本市においても、今後20年間で約25%超の減少が見込まれ、既に一部地域では、児童生徒数の減少により、小規模校が存在しており、今後においてもますます小規模化が進むことが懸念されます。

このような状況を踏まえ、国においては、小中一貫教育や公共施設等の適正管理の推進を自治体に求めています。

一方で、新学習指導要領において、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等」の3つの柱が示されています。また、第2次生駒市教育大綱においても、激しく変化し、多様化が進む社会の中で、様々な情報や出来事を受け止め、いかに課題を見つけ、主体的に判断・行動し、他者と協働しながら課題を解決していくための力の育成を掲げています。

本市では、平成29年度に市で初めての小中一貫校である生駒北小中学校が新校舎で始める等の取組を進めていますが、各学校において、このような能力の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めていく中で、「生きる力」を育むことが求められており、このような取組を効果的に進め、子どもたちが「学び合い、高まり合える」環境を保障するため、小中一貫教育の推進や今後の児童生徒数の減少を踏まえた教育環境の維持・充実が必要であると考えます。

このような状況から、平成30年4月に学識経験者、自治会・PTA・公募市民・学校関係者等で構成する「生駒市学校教育のあり方検討委員会」を設置し、令和2年2月に答申をいただきました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、小・中学校が長期休業を強いられる等、子どもたちの学びの保障に向けた教育環境の整備・充実が新たな課題となっていることから、この点も勘案しながら、答申を受けた具体的な対応を検討する必要があります。

生駒市教育委員会では、本答申を十分尊重した上で、市立小・中学校の小中一貫教育の推進と学校規模適正化に伴う諸課題に対し、市民と教育委員会が「協創」して取り組む指針として、今回「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」を示すこととしました。

子どもたちが、学校での教育活動を通して、自分に自信をもち、多様性を認め合い、人とのつながりを大切にするとともに、互いに支え合い、しなやかでたくましく生き抜く力を身に付けてほしいと願っています。

今後、この考え方にに基づき、生駒の子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するために全力で取り組んでまいります。

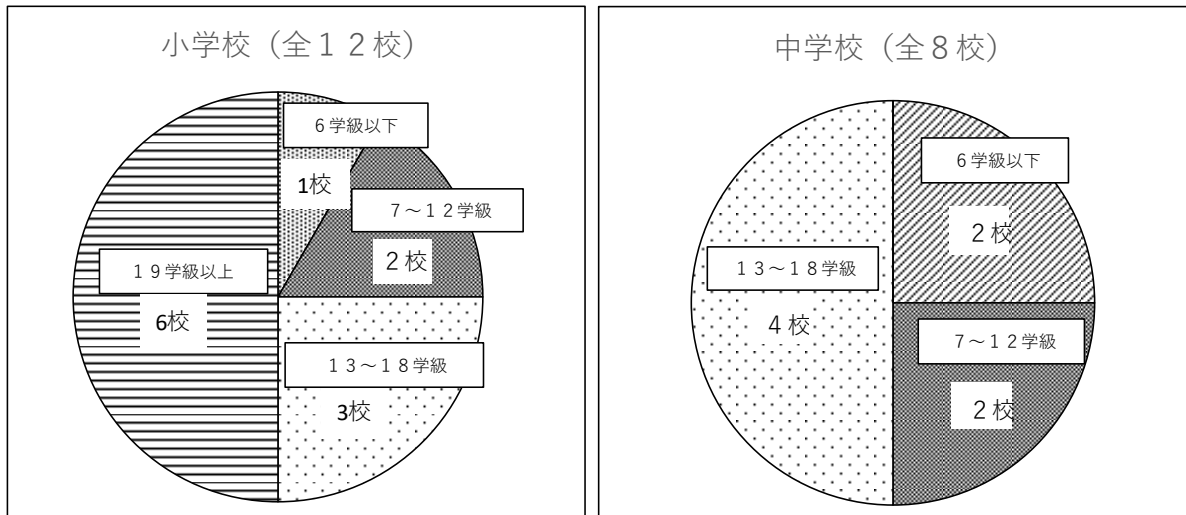
2 生駒市立小・中学校の現状と課題

(1) 小・中学校の学級数及び児童生徒数

生駒市においては、平成元年度には児童生徒合計 13,791 人でしたが、この数年は約 10,000 人でほぼ横ばいで推移しています。

令和 2 年 5 月現在、小学校では、全校学級数 6 学級以下（全学年単学級）の学校が 1 校、7～12 学級（1 学年 1～2 学級）の学校が 2 校、13～18 学級（1 学年 2～3 学級）の学校が 3 校、19 学級以上（1 学年 3 学級以上）の学校が 6 校となっています。また、中学校では、全校学級数が 6 学級以下（1 学年 2 学級以下）の学校が 2 校、7～12 学級（1 学年 2～4 学級）の学校が 2 校、13 学級以上（1 学年 4 学級以上）の学校が 4 校となっています。

市立小・中学校規模別学校数(R2.5.1 現在)



特に北地区及び南地区の学校においては、小規模化が進んでいますが、文部科学省が策定している「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引」といいます。）によると、小規模校は、一人ひとりに合わせたきめ細かな指導等の点では優れているものの、グループ活動による社会性の育成等において課題が生じるおそれがあるとともに、特に中学校では、部活動の減少による影響が懸念され、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされています。

一方、あすか野小学校と上中学校は、宅地開発やマンション建設の影響から児童生徒数がピークを迎えており、地域に偏りが見られます。

(2)本市の学校施設の状況

前述のとおり、国においては、小中一貫教育や公共施設等の適正管理の推進を求めており、本市においては、昭和 50 年頃に建設された公共施設が多く存在し、今後、多額の改修・更新費用が必要となることが見込まれることから、「生駒市公共施設等総合管理計画」、「生駒市公共施設マネジメント推進計画」を定め、令和 41 年度末までに 24.5%の公共施設の延床面積の削減目標を掲げています。

(3)本市の財政状況

本市の財政状況は、高齢化の影響から社会保障経費が毎年度漸増傾向であり、一方で市税収入等の大きな増加は見込めない状況です。市行政改革推進委員会や市議会からも事務事業の見直しや経常経費の削減を強く求められている中、「生駒市行政改革大綱」において、今後 5 年間で 10 億円以上の経常経費の削減を掲げています。

市立小中学校児童生徒数及び学級数推計

中学校区	学校名	令和2年度		令和22年度(推計)		児童生徒数増減	
		学級数	人数	学級数	人数	人数	率
生駒中	生駒中	16	543	12	400	△ 143	△ 26%
	生駒小	19	601	20	634	33	5%
	俵口小	16	482	15	439	△ 43	△ 9%
	桜ヶ丘小	22	711	13	398	△ 313	△ 44%
生駒南中	生駒南中	6	174	6	156	△ 18	△ 10%
	生駒南小	12	419	12	304	△ 115	△ 27%
	生駒南第二小	8	211	6	131	△ 80	△ 38%
生駒北中	生駒北中	4	87	3	51	△ 36	△ 41%
	生駒北小	6	147	6	106	△ 41	△ 28%
緑ヶ丘中	緑ヶ丘中	15	521	11	370	△ 151	△ 29%
	生駒東小	18	563	12	354	△ 209	△ 37%
	生駒小	19	601	20	634	33	5%
鹿ノ台中	鹿ノ台中	8	276	6	203	△ 73	△ 26%
	鹿ノ台小	18	604	13	399	△ 205	△ 34%
上中	上中	18	662	15	530	△ 132	△ 20%
	真弓小	21	676	14	439	△ 237	△ 35%
	あすか野小	29	963	19	626	△ 337	△ 35%
光明中	光明中	12	399	9	256	△ 143	△ 36%
	生駒台小	23	782	18	582	△ 200	△ 26%
大瀬中	大瀬中	15	523	11	353	△ 170	△ 33%
	生駒南小	12	419	12	304	△ 115	△ 27%
	壱分小	24	757	18	577	△ 180	△ 24%
	生駒南第二小	8	211	6	131	△ 80	△ 38%
合 計		310	10,101	239	7,308	△ 2,793	△ 28%

小計:小学校△1,927名、中学校△866名

【備考】

- ・児童生徒数には、特別支援学級児童生徒も含みます。
- ・調整区域については、1:1の割合で按分しています。
- ・隣接校選択制については、考慮していません。私立中学校の進学率を考慮して、中学1年生の人数を算出しています。

Ⅱ 望ましい学校のあり方及び具体的な方策

1 望ましい学校規模

(1) 望ましい学校規模（学級数）

本市における望ましい学校規模（学級数）の基準を検討するに当たっては、本市の小・中学校の現状と将来的な児童生徒数の推移及び小規模校・大規模校のメリット・デメリットを総合的に検討し、設定する必要があります。

小規模校・大規模校のメリット・デメリットについては、手引や検討委員会からの答申を整理すると、以下のとおりとなります。

	メリット	デメリット
小規模校	【児童生徒への影響】 ①一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな指導が行いやすい。 ・学習状況や学習の定着度を的確に把握できる。 ・個別指導や補充学習時間の確保がしやすい。 ②一人ひとりが活躍できる機会が多くなる。 ・発表やリーダーになる機会が多くなる。 ③異年齢交流が組みやすい。 ・体験的な学習や校外活動等 【学校運営】 ①施設や備品を余裕をもって使うことができる。 ・運動場や体育館、特別教室、ICT 機器等 ②保護者や地域との連携が取りやすい。 ・郷土学習、コミュニティスクール等	【児童・生徒への影響】 ①クラス替えが全部または一部の学年でできないため、児童生徒の人間関係や相互評価が固定し、クラス替えによって意欲を新たにしづらく、新たな人間関係を構築する力を育成しづらい。 ②お互いに切磋琢磨する教育活動、社会性やコミュニケーション能力を養う教育活動がしにくい。 ・班活動やグループ分けに制約が生まれる。 ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏等の集団学習に制約が生まれる。 ・運動会・文化祭等の集団活動・行事の教育効果が下がる可能性が高い。 【学校運営】 ①中学校において部活動の種類が制限される。 ②免許外指導の教科が生じ、教科担任による学習指導が徹底しづらくなる。 ③バランスのとれた教職員配置やティーム・ティーチング、専科指導等の多様な指導方法の工夫が困難となる。 ・経験年数、専門性、男女比等のバランス等 ④教職員一人ひとりの校務負担や行事に関わる負担が重くなり、研修や会議の時間が十分とりにくく、児童生徒への学びの充実に影響を及ぼす可能性がある。 ⑤教員数が少数となり、学級担任が不在となる場合に代替教員等による対応の調整が難しく、授業等への影響が大きい。
大規模校	【児童・生徒への影響】 ①児童生徒相互のふれあい等の機会が多く、社会性や協調性が育成しやすい。 ②集団の中で切磋琢磨する機会が多くなる。 ③運動会等の学校行事が活発になりやすい。	【児童・生徒への影響】 ①児童生徒一人ひとりが主体的に活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 ②異学年交流の機会が設定しにくくなる。 ③同学年でもお互いの顔と名前を知らない等、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。

	【学校運営】 ①教職員数が多く、多くの先生と接する機会に恵まれる。 ②調和のとれた校務分掌が確立でき、教職員一人ひとりの負担が緩和される。 ③学級担任が不在となる場合でも、教員数が一定数いることから、調整により対応が可能である。	【学校運営】 ④25 学級を超えるような規模になった場合、児童生徒 1 人当たりの校舎や運動場面積等が相対的に狭くなる。 ⑤教職員が十分な共通理解を図ったりする上で困難が生じる場合がある。
--	--	---

4 ページの推計と上記のデメリットを踏まえ、本市の望ましい学校規模（学級数）については、以下のとおりとします。

	小規模	望ましい規模	大規模
小学校	11 学級以下	12 学級～24 学級（各学年 2～4 学級）	25 学級以上
中学校	8 学級以下	9 学級～18 学級（各学年 3～6 学級） （19～21 学級も許容範囲とする）	22 学級以上

【上記の基準を望ましい規模と判断した理由】

<小学校>

- ①すべての学年でクラス替えができる。多様な出会いを保障し、人間関係の固定化を避けることができる。
- ②各学年に複数の担任がいることで、性別・経験年数等バランスのとれた学年編成ができる。
- ③「小規模」を上回る望ましい規模であることにより、運動会・音楽会等の学校行事の多様化が図れ、学校全体に活気が生まれるとともに、「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、校外学習等の児童の移動時において、円滑に行事を行うことができる。
- ④ある程度の教員数を確保することができることから、学校運営が余裕を持て行える。

<中学校>

- ①部活動において、ある程度の部活数・部員数・顧問数が確保できる。
- ②「小規模」を上回る望ましい規模であることにより、体育大会・文化祭等の学校行事の多様化が図れ、学校全体に活気が生まれるとともに、「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、校外学習等の生徒の移動時において、円滑に行事を行うことができる。
- ③ある程度の教員数を確保することができることから、学校運営が余裕を持て行える。

なお、望ましい学校規模の基準により、現在の学校を分類すると以下となります。

<小学校>

	小規模 (～11 学級)	望ましい規模 (12～24 学級)	大規模 (25 学級～)
R2	生駒北、生駒南第二 (2 校)	生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、壱分 (9 校)	あすか野 (1 校)
R7(推計)	生駒北、生駒南第二 (2 校)	生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、あすか野、壱分 (10 校)	
R12(推計)	生駒北、生駒南第二 (2 校)	生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、あすか野、壱分 (10 校)	
R22(推計)	生駒北、生駒南第二 (2 校)	生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、あすか野、壱分 (10 校)	

<中学校>

	小規模 (～8 学級)	望ましい規模 (9～18 学級)	大規模 (19 学級～)
R2	生駒南、生駒北、鹿ノ台 (3 校)	生駒、緑ヶ丘、上、光明、大瀬 (5 校)	
R7(推計)	生駒南、生駒北 (2 校)	生駒、緑ヶ丘、鹿ノ台、上、光明、大瀬 (6 校)	
R12(推計)	生駒南、生駒北、鹿ノ台 (3 校)	生駒、緑ヶ丘、上、光明、大瀬 (5 校)	
R22(推計)	生駒南、生駒北、鹿ノ台、光明 (4 校)	生駒、緑ヶ丘、上、大瀬 (4 校)	

【参考】1 学級当たりの児童生徒数と学級数

1 学級当たりの児童生徒数は、自治体によって異なっており、学級数に影響を与えます。

1 学級当たりの児童生徒数について、国基準では、小学校第 1 学年は 35 人、第 2 学年～第 6 学年は 40 人とし、中学校は 40 人となっていますが、本市では、国に先駆けて 1 学級当たり小学校第 1 学年 30 人程度、第 2 学年 35 人（県独自）を基準としており、確かな学力の育成、きめ細かな指導等を実現しています。

令和 2 年度は感染症対策の一環として、小・中学校で分散登校が行われ、少人数学級についても、改めて注目されるきっかけとなりました。少人数学級に関する国の動きを注視しつつ、本市における少人数学級のあり方について引き続き検討していきます。

2 望ましい学校配置

学校のあり方を考えるに当たり、学級数の他に考慮すべき事項が学校配置（通学距離）です。

国が示す望ましい学校配置（通学距離）の基準は「小学校4km以内、中学校は6km以内」となっていますが、市の小・中学校の現状と地域コミュニティ、通学距離による児童生徒への負担、通学における安全の確保等を総合的に検討した結果、国が示す基準を本市における望ましい学校配置の基準とします。

なお、適切な交通手段（バス・鉄道等）が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学による児童生徒の負担を解消できる見通しがあると判断される場合は、距離の基準を適用するのではなく、通学時間が「おおむね1時間以内」という基準を用いて判断することとします。

	望ましい配置（望ましい通学距離）
小学校	4km 以内
中学校	6km 以内

3 望ましい学校規模及び学校配置を踏まえた検討結果

上記の望ましい学校規模及び学校配置を踏まえた検討の結果、令和2年2月に出された生駒市学校教育のあり方検討委員会からの答申では、中学校区ごとに小中一貫教育の推進形態の方向性と望ましい規模確保に向けた取組が示されました。具体的に、小学校では生駒南第二小学校、中学校では生駒南中学校に対して望ましい規模確保のための取組が必要とされ、生駒南第二小学校については、生駒南小学校との「学校再編（統合）」（以下同じ。）が有効な手法の一つとして示されました。

4 望ましい学校規模を確保するための具体的な方策

限られた財政状況下において、最大限の教育効果を発揮するために現在配備が進むICT機器を有効に活用し、教育効率の向上を図ることに加え、小規模校において有効に機能していると考えられるきめ細かな指導を積極的に採り入れる等、小規模校、大規模校のメリットを様々な規模の学校で実現できるように検討することが重要です。

(1)小規模校への方策

- ・小規模校及び将来的に小規模校となる学校においては、望ましい学校規模を確保する方策として、国の小中一貫教育の方針も勘案すれば、答申にあるとおり、隣接する学校との「学校再編（統合）」が有効であると考えます。もっとも、学校再編については、あくまでも子どもたちに対してより良い教育環境を整備していくために行うものであり、学校再編に併せた小中一貫

教育の推進等、子どもたちの豊かな成長につながるような具体策を講じていきます。

- ・望ましい学校規模を大きく下回り、将来的にも児童生徒数の減少が予想される学校については、地域と十分協議の上、必要な対応を講じます。
- ・学校再編により学校区が変更になる時には、小学校と中学校の校区の整合性を図るよう配慮します。

(2)大規模校への方策

- ・現在児童生徒数が多い大規模校がありますが、いずれも概ね10年度にはピークを過ぎ、一定落ち着くことが想定されますが、子どもたちの学びに支障をきたすことの無いよう、スタッフの確保等の対応を引き続き講じていきます。
- ・ただし、教育環境の充実のために実施される施策等により、教室の不足等が恒久的に続くことが予想される場合には、必要な対応を講じます。

5 具体的な方策を実施する際に留意すべきこと

学校再編を行うにあたっては、児童生徒数の将来推計も参考に、中長期的な観点で望ましい学校規模を確保することが条件となります。答申においても触れられていたとおり、児童生徒や保護者、地域に及ぼす影響も大きいことから、次の事項に留意しながら検討していきます。

(1)児童生徒の通学の負担（通学時間、通学手段等）及び通学路の安全に関すること

- ・児童生徒にとって、日々の通学時間やその方法及び通学路の安全等、通学環境は非常に重要な事項です。児童生徒にとって過剰な負担にならないよう、また安全に通学できるように配慮します。
- ・学校再編により、校区が広くなることが想定されることから、望ましい学校配置の基準を達成し、かつ安全に通学できる通学手段を確保するために、通学路の環境整備、電車の活用やスクールバスの導入を検討し、通学支援を行っていきます。

(2)学校再編の環境変化に伴う児童・生徒及び保護者への対応に関すること

- ・学校再編により、児童・生徒の学習環境や生活環境等に大きな変化が生じ、新たな生活への戸惑いに対して配慮が必要となります。学校再編について保護者や地域住民との合意形成が図られた時点で、学校再編の対象となる学校に在籍している児童・生徒については、在籍する学校で卒業ができるような形を行う等、柔軟に対応します。また、在校生に対する心のケアとしてスクールカウンセラーの配置を検討するとともに、保護者に対しては、日々の学校生活に関する積極的な情報発信や丁寧な相談対応等、必要な心理的支援を行います。

(3)通学区域の見直しに関すること

- ・望ましい学校規模を確保するための方策として、隣接する学校との学校再編が最も有効であると考えますが、通学区域の変更をもって学校規模を確保できると判断される場合には、地域との関係にも配慮しつつ、学校再編とは異なる方策も検討していくこととします。

(4)学校と地域との関係に関すること

- ・学校は、防災拠点としての避難所や地域の交流の場等、地域コミュニティの核となっていることが多く、学校再編によって、学校と地域との関係性に大きな影響を与えることが予想されます。したがって、学校再編の検討を進める際には、学校がまちづくりと密接不可分であることに配慮しつつ、学校と地域とが協働して学校運営・地域づくりを行えるようなシステムを構築し、コミュニティ・スクールを推進していくため、校区と行政区については、可能な限り整合性を図ることとします。

(5)学校跡地の利活用に関すること

- ・学校再編による学校跡地及び施設の利活用については、市長部局との連携のもと、地域と十分協議した上で、市として総合的に検討していくこととします。

(6)特別な配慮を要する児童生徒への対応に関すること

- ・特に特別な配慮を要する児童生徒については、学校再編により移動面や学習面等において、不利益が生じないよう必要な対応策を講じていくこととします。

6 魅力的な学校づくりの推進

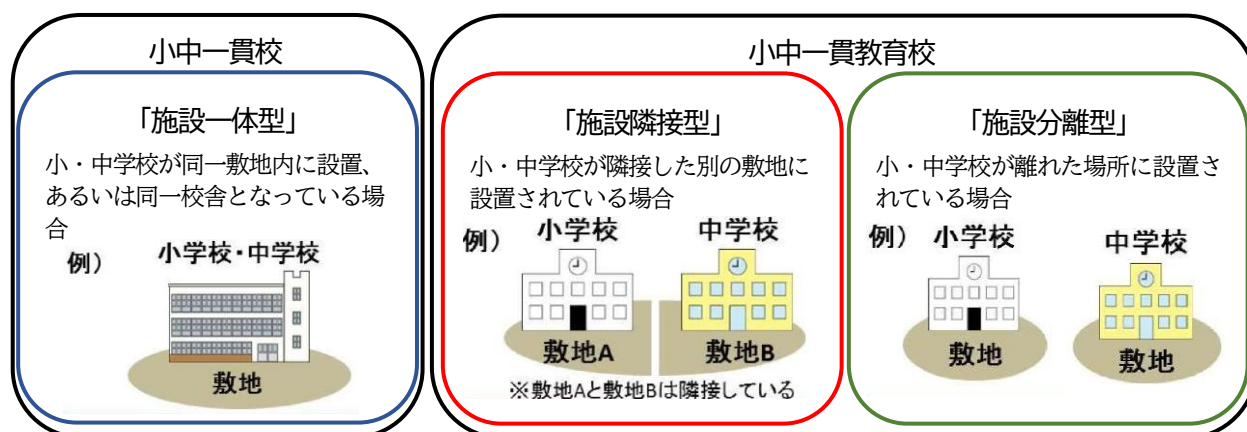
学校再編を実施する場合には、上記5の留意すべき事項への対応に加え、小中一貫教育のメリットをより具体化する工夫等も必要となってきます。

(1)小中一貫教育の推進

本市においては、幼児期に育まれた力が小学校生活で発揮できるよう生駒市独自に作成した接続カリキュラムを活用して、保幼小接続事業を実施しているとともに、生駒北小中学校においては、平成28年度から小中一貫教育を実施しているところです。今後、小中一貫教育や学校再編が実施されることにより、小1プロブレム・中1ギャップ等の校種間の段差による課題の解消や小学校高学年における教科の専門的な指導の充実、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導等はもちろんのこと、第2次生駒市教育大綱に掲げる基本方針「21世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり」を柱とした、9年間を見通した小中一貫教育を一層推進していきます。

もっとも、小中一貫教育については、学校再編を実施する学校だけでなく、全校で取り組んでい

く必要があります。小中一貫教育の形態としては以下のような形態があり、ICT機器も積極的に活用しながら、各学校の実情に応じた形態を導入していくとともに、「施設一体型」の小中一貫校の導入も視野に入れて学校再編の検討を進めていくこととします。



(2) コミュニティ・スクールの推進

本市では、「地域に開かれ、地域とともにある学校」を目指し、学校を地域活動の拠点とするコミュニティ・スクールを推進しており、令和3年度からは全校で導入されることとなっています。

学校再編により上記5(4)で示した課題がある一方で、学校再編によって住民の間に新たな絆を作り、一体となって新しい学校を支える体制を構築したり、校区内の世帯数の増加により、より多様性のある地域づくりの契機になる可能性があります。これによって、学校を核とした地域活動の活性化等、保護者や地域住民との協働によって、児童・生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保等、子どもたちの「生きる力」を育んでいきます。

(3) 学校施設の充実

小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から開始される新学習指導要領において、「生きる力」を育むために、「主体的・対話的で深い学び」を大きな柱として、協働学習等が積極的に採り入れられるとともに、GIGAスクール構想によって、児童生徒1人1台の情報端末が配備され、子どもたちの学習環境は大きく変わっていくこととなります。

このような環境の変化のもと、学校再編により、上記(1)の小中一貫教育の推進を踏まえ、「施設一体型」の学校施設の整備や地域活動の活性化につながるような学校施設の整備等、子どもたちの成長を支える環境整備を行っていきます。

7 小規模校を存続させる場合の具体的な方策

小規模校については学校再編を行うことが有効な手段と考えますが、再編によるデメリットが大きく、小規模校を存続させることを選択せざるを得ない場合は、教育の機会均等と教育水準に維持の視

点から小規模校として考えられるメリットの最大化とデメリットの最小化に向けて、第2次生駒市教育大綱の基本方針に基づくモデル的な教育を充実するとともに、学校を核としたコミュニティやまちの活性化につながる学校のあり方の具体化等を進めることとします。

<取組例>

- ・小規模校を最大限生かした教育活動（主体的・対話的で深い学びの実践、外国語の指導、実技指導等）の徹底
- ・適度な競い合いの気持ちや向上心を育むための意図的な環境づくり
- ・教育活動への地域人材の効果的な参画を促進し、社会性を育む機会の確保
- ・他の公共施設との複合化による教育活動・地域活動の充実

Ⅲ 保護者・地域等との協議について

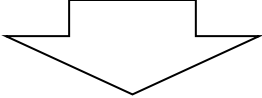
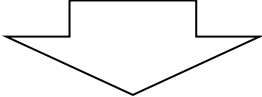
1 協議の進め方等

令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会から答申をいただきましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、答申に関する説明会を実施することができませんでした。その間に教育委員会では、答申に対する「基本的な考え方」をまとめました。策定後は、以下の進め方に関する考え方のもと協議を進めていきます。

- ・児童生徒にとってより良い教育環境を提供することを最重要事項と位置付け、学校再編について、保護者・地域とともに慎重に協議を重ねながら、検討していきます。
- ・市民・保護者・学校・行政が、より良い教育環境の実現に向けて、ともに汗をかきながら、どのような役割をそれぞれ果たしていくのかを考えていきます。

2 協議のスケジュール

時 期	内 容
令和2年10月	「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」の決定 ・市教育委員会としての生駒市学校教育のあり方検討委員会からの答申に対する基本的な考え方を示します。
令和2年11月	「基本的な考え方」についての全体説明会の開催 ・「基本的な考え方」の内容等について、資料に基づき説明します。
令和2年12月	「基本的な考え方」についての意見交換会の実施 ・全体説明会開催後、答申で望ましい規模確保の取組が必要とされた

令和3年1月以降	校区（以下「対象校区」といいます。）の関係団体（自治会、PTA、民生児童委員等）との意見交換会を行います。  対象校区に「(仮称) 地域協議会」を設置します。 ・対象校区の関係団体の代表（自治会、PTA、民生児童委員、学校等）及び教育委員会で構成します。 ・「(仮称) 地域協議会」を公開で開催し、学校再編等の方向性について協議していきます。 ・協議会での議論等について、団体等との意見交換の場を適宜設けます。 ・協議会でまとめられた学校再編等の方向性について、「学校再編等についての意見書」を教育委員会に提出します。  「(仮称) 準備懇話会」を立ち上げ、協議会で決定した方向性を実現するための具体的な取組等について検討を進めます。
----------	--